

「相談支援」に関する次期計画の施策展開の方向性について

1 はじめに

区では、区内 28 のすべての地区で、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会の三者が連携して対応する「福祉の相談窓口」を開設し、高齢者に限らず障害者（児）や子育て家庭、生活困窮者等の相談に対応する地域包括ケアの地区展開を推進しています。

地域包括ケアシステムの推進に向けて、あんしんすこやかセンターから相談支援機関への引継ぎも含め、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を充実させ、様々な障害種別に対応するとともに、総合的な相談支援を提供できるように、相談支援の質の向上を図る必要があります。

なお、令和元年の障害者（児）実態調査では、福祉の相談をしたい時の相談先は、「家族」が約 4 割で最も多く、次いで「区役所の福祉の窓口」が約 4 割、「病院・診療所」が約 2 割となっています。また、75 歳以上の後期高齢者では、家族に次いで「あんしんすこやかセンター」に相談する割合が高くなっています。

2 次期計画期間中に取り組む課題

【課題 1】相談支援専門員の量の確保と質の向上

（1）取組みの状況（実施状況の評価）

障害児（者）にサービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所は、平成 31 年 4 月 1 日時点で区内 43 事業所、従事する相談支援専門員の数は 88 人となっており、第 5 期世田谷区障害福祉計画が始まった平成 27 年度と比較すると、事業所数で 12 事業所増（1.4 倍）、従事者数が 45 人増（2.1 倍）になっています。

（2）課題（評価を踏まえた改善）

○障害者・児の人数は、今後も増加することが見込まれることから、現状の相談支援専門員数では、すべての利用者の計画作成を確保するには十分とは言えない状況にあり、さらなる確保・育成が急務です。

○1 事業所あたりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営基盤が十分でない事業所が多いことから、国の次期障害者・障害児福祉計画の成果目標及び活動指標では、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保することが求められています。

（3）次期計画の施策展開の方向性（計画）

○現在、基幹相談支援センターで実施している初任者研修を継続的に実施する

ことで、引き続き相談支援専門員の育成に取り組みます。

○初任者から中堅期、専門知識の獲得まで育成段階に応じた研修体系の構築や、障害分野ごとの専門知識を有する相談支援アドバイザーによるサービス等利用計画作成やモニタリングに対する助言制度の強化を図ることで、相談支援専門員の質の向上や障害特性ごとの専門性を獲得できる環境整備を進めます。

○また、次代の相談支援専門員の育成や地域づくりに積極的に取り組む事業所について、例えば、自立支援協議会での取組発表や、区ホームページで事業所名を公表するなど、相談支援事業所の意欲を引き出す取り組みを進めます。

【課題2】セルフプランを尊重した支援

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

区では、障害福祉サービス利用の相談があった際、サービス等利用計画案の作成を、相談支援専門員に依頼する方法とセルフプランによる方法があることについて説明したうえ、意向を確認し、必要な手続きを進めています。ご本人等が、セルフプランを希望される場合には、区のセルフプラン様式や記入例等をお渡しして対応しています。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

○セルフプランは、本人作成だけでなく、本人と家族・支援機関が協力して作成する場合がありますので、区職員によるセルフプラン支援にあたっては、障害者本人への支援だけでなく、家族や支援機関との情報共有や円滑な連携を行う必要があります。

○セルフプランの適切な周知や、障害者の意思決定支援とエンパワメントの考え方について、研修や勉強会等により十分理解を深めておくことも重要です。

(3) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

○今後、障害者のエンパワメントの観点を大切にしながら、当事者の自己選択を尊重したセルフプラン支援の向上を図り、関係所管や専門知識を有する相談支援アドバイザーと連携して、障害者の自立へ向けた計画作成の支援に取り組んでいきます。また、障害者のエンパワメント向上に向けて、ピア活動の充実に向けた取り組みを進めます。

【課題3】複合的な課題を抱えた家族に対する支援

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

区が5地域に設置している地域障害者相談支援センター“ぼーと”は、総合支所等との連携の下で障害に係る多様な相談に対応すると共に、「福祉の相談窓口」のバックアップ機能も担っており、障害者本人や家族の意向に沿った地域

生活の実現にあたっています。また、障害に関する潜在化、複合化している課題に対して、関係機関と連携して取り組んでいます。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

○従来から分野ごとの支援者同士のネットワークはありますが、年々増加するいわゆる8050問題などの複合的な課題を抱えた家族に対しては、既存の障害福祉サービスの枠にとどまらず、世帯全般の支援ができるように、各相談窓口の連携をより強化して支援を提供していく必要があります。

○生活困窮者支援や若者支援での相談には、障害に関わるものも多い状況にあるため、関係機関として連携して支援にあたる必要があります。

(2) 次期計画の施策展開の方向性（計画）

○障害当事者を中心とした相談支援を担う相談支援専門員など、地域の支援者が多様で複合的な地域生活課題について、関係機関との連携により解決を図るため、世帯支援の役割や手法について専門的見地からスーパーバイズできる仕組みづくりに取り組んでいきます。

○例えば、対応が困難な家族等の状態に応じて必要な支援を提供する多職種チームによる訪問支援事業（アウトリーチ事業）の機能強化を図るなど、地域の支援機関からの個別相談にも助言を実施していきます。

○高齢の障害者が、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用するなど、障害状況等に応じて必要なサービスを利用し、安心して日常生活を送れるよう、ケアマネジャー等高齢・介護に携わる支援者向けに、障害福祉サービスの制度理解を深める研修を行う等、連携強化に向けた取組みを進めていきます。

○生活困窮者支援や若者支援において、発達障害や精神障害等の特性のある相談者がいる場合に、障害相談機関から助言やアセスメントを行うなど、必要に応じてチーム支援を提供し、改正社会福祉法の考え方を踏まえた包括的支援の提供に努めていきます。

【課題4】社会的つながりが弱い方へのセーフティネット

(1) 取組みの状況（実施状況の評価）

地域生活を送る障害者の中には、福祉サービスに繋がらない、福祉サービス利用を希望しない、障害程度や状況に適した日中活動場所が無いなど、地域の社会資源と繋がっていない方、相談すること自体の敷居が高いため相談をためらい、社会的孤立や制度の狭間に対応できない方がおり、こうした社会的つながりが弱い方が生活環境や心身の体調が変化した際の対応が課題となっています。

(2) 課題（評価を踏まえた改善）

○令和元年度には、保健所が「多職種チームによる訪問支援事業」を開始しま

したが、地域の相談機関等の支援があれば体調変化を把握し、病状悪化の予防に繋がらねたであろうと思われるケースも多いことから、こうした方が地域と繋がりにやすくするための敷居の低い居場所や相談機能が求められています。

- 社会的つながりが弱い方は支援者と信頼関係を形成し、継続的な関係性を確立維持していくことが容易ではありません。また、ひとたび支援機関につながってとしても、継続的な支援の利用を可能にする「受援力」が十分に機能しない可能性があります。
- 相談者が、地域の相談窓口や支援機関において受け入れられなかったと感じることのないよう、小さな声を丁寧に受け止めるマインドが大切です。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

- 本人が来所する(通う)プレッシャーを感じずに相談できるよう、地域障害者相談支援センター“ぽーと”に、誰もが気軽に立ち寄れるピアスペース(居場所)機能を付加するなど、障害当事者が相談員や仲間と過ごし、社会と繋がりにやすくする環境整備を進めていきます。
- 社会的つながりが弱い方が、福祉などによる援助を受け入れる力を形成できるように、適切な受援力を高めるための支援に取り組みます。地域の相談窓口や支援機関の職員等が、社会的なつながりが弱い方からの声を丁寧に受け止められるようなマインドの醸成や啓発を行います。

【課題5】医療的ケアが必要な障害児・者への相談支援<再掲>

(1) 取り組みの状況(実施状況の評価)

小児医療技術の向上等を背景に、年々増加する医療的ケアが必要な障害児・者の在宅移行に伴う障害福祉サービス利用に対応するため、区は、支援の入口となる相談支援事業所及び相談支援従事者を育成しています。

(2) 課題(評価を踏まえた改善)

医療的ケアに対応できる計画相談支援員の育成だけでなく、肢体不自由の無い医療的ケア児者(動ける医療的ケア児者)の対応や、医療的ケアの内容や種類等に応じた対応など、対象となる医療的ケア児者のニーズに応じた相談支援とサービスコーディネートが求められています。

(3) 次期計画の施策展開の方向性(計画)

地域における障害の有無に関わらず医療的ケアの必要な者児に関する相談支援体制を構築するため、利用者及び支援機関からの専門的な相談等に対応する中核的な相談機能の整備を進めていきます。

< 参考 > 国の第 6 期障害福祉計画の成果目標（案）と活動指標（案）

令和 5 年度までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組みの実施体制を確保する。（新規）

地域の相談支援体制の強化	地域相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言	○
	地域相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施	○
	地域相談支援事業者との連携強化の取組みの実施	
総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	